

# 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（平成25年1月25日）の概要（1）

※平成25年3月11日社会・援護局関係主管課長会議資料をもとに作成

## 1 総論

- 稼働年齢世代を含めた生活保護受給者が増大する中で、新たな生活困窮者支援制度の創設と生活保護制度の見直しを一体的に行うことにより、「新しい生活支援体系」の構築が必要。
- 4つの基本的視点  
「自立と尊厳」、「つながりの再構築」、「子ども・若者の未来」、「信頼による支え合い」
- 生活支援の3つのかたち  
「包括的・個別的な支援」、「早期的・継続的な支援」、「分権的・創造的な支援」

## 2 新たな生活困窮者支援制度の構築について

### (1) 基本的な考え方

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

### (2) 具体的な仕組み

- 1 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- 2 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）
- 3 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- 4 ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- 5 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- 6 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- 7 子ども・若者の貧困の防止
  - ・ 地域若者サポートステーションの充実強化
  - ・ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

# 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（平成25年1月25日）の概要（2）

※平成25年3月11日社会・援護局関係主管課長会議資料をもとに作成

## 3 生活保護制度の見直しについて

### (1) 基本的な考え方

- 新たな生活困窮者支援体系の構築と一体的に生活保護制度の見直しも行い、両制度が相まって、それぞれの生活困窮者の状態や段階に応じた自立を促進。

### (2) 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化

#### 【保護開始】

- ・ 自ら積極的に就労活動に取り組む受給者には、その活動に要する経費等を勘案して手当(定額)を支給

#### 【開始後3～6か月】

- ・ 低額でも一旦就労することや、職種や地域等を拡大して就労活動を行うことを明確化

#### 【就労開始】

- ・ 勤労控除の見直し(就労収入のうち手元に残せる額の引上げ)

#### 【保護脱却】

- ・ 就労収入積立制度の創設(就労収入の範囲内で一定額を仮想的に積立て、就労による脱却時に支給)

### (3) 健康・生活面に着目した支援

- 健康管理支援等を行う職員の配置を検討
- 領収書保存など保護費の用途を把握できる取組
- 家賃滞納者等の住宅扶助の代理納付を推進

### (4) 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限の拡大
  - ・ 就労活動等に関する事項の調査を可能とする
  - ・ 官公署については回答義務を創設
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前同意を前提に保護費との相殺を検討
- 働けるにも関わらず就労活動をせず複数回保護の廃止を受けた者については、急迫の状況である場合などを除き、その後申請があった場合の審査を厳格化
- 罰則(現行「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」)の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ
- 扶養義務の適切な履行の確保の検討
  - ・ 福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養義務者に対し、扶養が困難な理由の説明を求める

### (5) 医療扶助の適正化

- 生活保護法の指定医療機関制度の見直し
  - ・ 指定(取消)要件の明確化、指定の有効期限の導入
- 国(地方厚生局)による指定医療機関への直接指導権限の創設
- 後発医薬品の使用促進